

①件名		
国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る保険税軽減の拡充について		
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）		
<p>【背景】 地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額等が見直されたことから、石巻市国民健康保険税条例の一部を改正したもの。</p> <p>【目的】 関係法令と同様の措置を講ずることにより、適正公平な課税措置を図る。</p>		
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性		
<p>【根拠法令】 地方税法（昭和25年法律第226号） 地方税法施行令（昭和25年政令第245号） 地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>		
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）		
平成27年3月31日 地方税法施行令の一部を改正する政令公布（平成27年政令第161号） 平成27年3月31日 石巻市国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分		
⑤主要内容		
1 課税限度額の見直し		
	改正後	現行
医療分	52万円	51万円
後期高齢者支援金等分	17万円	16万円
介護納付金分	16万円	14万円
合計	85万円	81万円
2 低所得者に係る保険税軽減の拡充		
軽減割合	改正後	現行
7割軽減	基礎控除額(33万円)以下	基礎控除額(33万円)以下
5割軽減	33万円+26万円×被保険者数	33万円+24.5万円×被保険者数
2割軽減	33万円+47万円×被保険者数	33万円+45万円×被保険者数
※1 軽減は、応益分（均等割額、平等割額）の軽減割合 ※2 被保険者数には、特定同一世帯所属者数（同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者）を含む。		
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）		
法令に基づいた適正な課税ができる。		

⑦他の自治体の政策との比較検討												
他市町村においても、同様の改正を行うもの												
⑧今後の予定及び施行予定年月日												
<ul style="list-style-type: none"> ・ 施行期日 平成27年4月1日 ・ 次回市議会へ報告予定 												
⑨その他												
<p>【参考】</p> <p>3人世帯の場合の例</p> <p>2割軽減の拡充</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(現 行)</td> <td style="padding-left: 20px;">基準額 33 万円+45 万円×被保険者数</td> <td style="padding-left: 20px;">(給与収入 約 266 万円)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(改正後)</td> <td style="padding-left: 20px;">基準額 33 万円+47 万円×被保険者数</td> <td style="padding-left: 20px;">(給与収入 約 274 万円)</td> </tr> </table> <p>5割軽減の拡充</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(現 行)</td> <td style="padding-left: 20px;">基準額 33 万円+24.5 万円×被保険者数</td> <td style="padding-left: 20px;">(給与収入 約 178 万円)</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">(改正後)</td> <td style="padding-left: 20px;">基準額 33 万円+26 万円×被保険者数</td> <td style="padding-left: 20px;">(給与収入 約 184 万円)</td> </tr> </table>	(現 行)	基準額 33 万円+45 万円×被保険者数	(給与収入 約 266 万円)	(改正後)	基準額 33 万円+47 万円×被保険者数	(給与収入 約 274 万円)	(現 行)	基準額 33 万円+24.5 万円×被保険者数	(給与収入 約 178 万円)	(改正後)	基準額 33 万円+26 万円×被保険者数	(給与収入 約 184 万円)
(現 行)	基準額 33 万円+45 万円×被保険者数	(給与収入 約 266 万円)										
(改正後)	基準額 33 万円+47 万円×被保険者数	(給与収入 約 274 万円)										
(現 行)	基準額 33 万円+24.5 万円×被保険者数	(給与収入 約 178 万円)										
(改正後)	基準額 33 万円+26 万円×被保険者数	(給与収入 約 184 万円)										